

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 39 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 39 年 8 月まで
昭和 38 年 7 月に会社を退職すると同時に国民年金加入の連絡があり、妻と二人同時に加入した。その後、国民年金保険料は妻とお互いに努力して未納が無いように納めてきたが、平成 3 年 8 月から 4 年 11 月までの間の 16 か月分は生活が苦しくて夫婦共に未納になってしまった。この 16 か月分の未納以外は夫婦共に完納した。しかし、申立期間について、妻が納付済みとなっており、自分が未納となっていることは納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 1 月 21 日にその妻の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されていることが確認でき、申立てのとおり、申立人はその妻と共に国民年金保険料を納付しようとしていた意思がうかがえるところ、申立人が一緒に国民年金保険料を納めていたとしているその妻の申立期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 市区町村に納付したとしているが、申立期間の国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点において、現年度分保険料として同市区町村に納付することが可能であったことから、申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立人及びその妻は、申立期間以外に夫婦共に国民年金保険料未納期間（平成 3 年 8 月から 4 年 11 月まで）があり、これについて、申立人は、「家計が苦しく、やむを得ず夫婦二人とも未納になってしまった。」と未納があることを認めているが、このほかに未納期間は無く、納付意識は高かったものとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成元年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

平成元年4月1日付けでA事業所からB事業所に異動した。その当時は事業所ごとに雇用関係の届出を行っており、異動のたびに健康保険証も替わっていた。私は平成元年3月31日付けで退職したことは無く、給与明細書では控除された厚生年金保険料額が確認できるので、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、現在、事業所ごとではなく、C事業所として雇用保険適用事業所となっており、申立人の雇用保険記録から、申立人は、申立期間を含め同事業所に継続して勤務（雇用保険の記録上は、平成元年4月1日に転勤の扱い）していたことが確認できるとともに、申立人が所持している給与明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では平成元年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所のオンライン記録によれば、申立人は平成元年3月31日に厚生年金保険の被保険者では無くなった旨の処理がされている。

また、事業主が保管している被保険者資格喪失確認通知書によると、資格喪失日は平成元年4月1日と記載されているが、朱書きで同年3月31日と訂正されていることが確認でき、これについて事業主は、「資格喪失日を平成元年4月1日として届出をしたが、社会保険事務所において訂正された。」としているところ、一方、社会保険事務所は、「平成元年4月1日を資格喪失日として届出はされたが、備考欄が転勤となっていたため、勤務状況を確認

認しないまま、資格喪失日を訂正させたものと考えられる。」としている。

以上のことから、平成元年3月31日は、申立人は厚生年金保険の被保険者としての要件を満たしていた上、正しい届出が事業主によりなされたものと認められることから、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成元年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は被保険者資格喪失確認通知書の記録から判断して、雇用保険の資格喪失日である元年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年2月の社会保険事務所の記録及び給与明細書に記載された厚生年金保険料額から20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月19日から同年6月1日まで

昭和37年4月2日にA事業所本店に採用され、定年になるまで継続して勤務した。同事業所に採用後、同年5月19日付けで同事業所B支店に異動となったが、同支店に異動した直後である申立期間の厚生年金保険が未加入となっている。申立期間も継続して勤務していることから、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった人事台帳により、申立人は昭和37年5月19日付けでA事業所本店から同事業所B支店に異動し、申立期間前の職名で継続して勤務していることが確認できる上、雇用保険被保険者記録においても、申立人は申立期間を含む昭和37年4月2日から平成15年7月31日まで継続して雇用保険に加入していることが確認できる。

また、A事業所によると「申立期間当時、申立人は正社員である。正社員は、全員、厚生年金保険に加入しており、申立人は申立期間当時も加入していたと思われる。」と回答しており、さらに、申立人とともに昭和37年4月2日に本店に採用された職員8人は、その後、申立人と同様に他の支店への人事異動はあるが、いずれも厚生年金保険の加入記録に欠落は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支店にお

ける昭和 37 年 6 月の社会保険事務所の記録から 1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月から 32 年 5 月まで
② 昭和 32 年 6 月から 33 年 10 月まで

私は、昭和 30 年 3 月に高校を卒業したが、家庭の事情もあり、申立期間①について卒業後 6 か月して A 事業所に臨時社員として入社し、事務の補助としていろいろな仕事をした。給料は日給月給という形で給料から健康保険、失業保険、厚生年金保険の 3 つが控除されていた。私は、B 支店で勤務していたが、C 支店で勤務していた同僚二人は厚生年金保険の記録があるのに私には無いのは納得いかない。

また、申立期間②については、D 事業所に臨時社員として勤務していた。当時、私以外に臨時社員はほとんどいなかった。

両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は A 事業所に勤務していたと申し立てているが、当該事業所は「申立人については勤務していたかどうかは当時の資料が無く不明であり、昭和 30 年ごろの事務員等（元同僚）に聞いてみたが『申立人の氏名は記憶に無い。』とのことであった。」と回答しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できないほか、社会保険事務所が保管する申立期間の同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は「当時勤務していた B 支店では事務職は自分一人だけであった。」と回答しており、申立人が氏名を挙げた同僚二人のうち一人は、「申立人については一緒に勤めていたかどうか記憶が無い。自分は C 支店に勤務

しており B 支店があった記憶は無い。申立人については厚生年金保険に加入していないということは、現場事務所に短時間で勤めていた人ではなかったかと思う。」と回答している。他の一人（当時の B 支店の支店長）は死亡しており保険料控除について供述が得られないことから、当時の勤務実態について供述を得られる同僚が確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時、当該事業所において被保険者となっていることが確認できた 4 人に供述を求めたところ、「申立人については、働いていたかどうか記憶に無い。」としており、勤務していたかどうかの確認ができなかった。

加えて、法務局が保管している商業登記簿を確認したところ、支店登記があるのは C 支店のみであり、B 支店等については確認できない。

また、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 申立期間②については、D 事業所が保管している労働者名簿により昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 4 月までの雇い入れの事実を確認できるものの、社会保険事務所が保管する厚生年金保険適用事業所名簿により、同事業所は申立期間当時適用事業所であったことが確認できない。

また、申立期間当時、D 事業所での常勤の臨時職員の人数は 2 人から 3 人であったことは当該事業所が提出した「一般失業保険料算出内訳書」により確認することができることから、申立期間当時同事業所は厚生年金保険の強制加入事業所の適用要件を満たしていなかったと推察される。

さらに、D 事業所の臨時社員を社会保険オンライン記録により氏名検索したところ、該当する記録が無いため個人を特定することができないことから、申立てに関する供述を得ることはできない上、当該事業所は「適用事業所となる以前については厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。